

議案第44号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。））について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体
代表者 西伯郡南部町鶴田110番地
財団法人鳥取県観光事業団
理事長 岡 森 裕
東伯郡琴浦町大字逢束1061番地6
株式会社チュウブ
代表取締役社長 大 田 英 二
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。